

いじめ防止対策基本方針

誰もが楽しいと感じる学校づくり

墨田区立第四吾孺小学校

令和5年度 墨田区立第四吾孺小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月6日

校長 清水 雅也

1 いじめ問題への基本的な考え方

いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）

墨田区立第四吾孺小学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定、いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年改定）により、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

- (1) いじめはどの子供にも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。
- (2) いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が問題を迅速かつ組織的に対応するために全教職員で意識を共有する。
- (3) 学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に組織として取り組む。
- (4) いじめ問題への取組は、関係機関との連携や地域、家庭との理解や連携が重要であり、学校と一体となって取り組んでいく。

2 学校及び教職員の責務

第四吾孺小学校および本校教職員は、在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

①設置目的

いじめ等が発生したとき、特定の教員が問題を抱え込むことなく、機動的かつ組織的に対応ができるようにするため、学校いじめ対策委員会を核とし、各々の教職員の役割と責任を明確にするため設置する。

②所掌事項

- いじめの実態把握
- 被害者保護と加害者指導のための方針作成
- 効果的な相談体制の構築
- 情報の共有、発信
- 保護者や関係機関への情報発信と連携のコーディネート
- 解決のための対応方針決定

- 教職員の役割分担の明確化
- 教育委員会等への報告と連携

③会議

- いじめ等の問題発生時において即時招集する。

④委員構成

校長、副校長、いじめ対策担当教員、生活指導主幹、特別支援コーディネーター、保健主任、教務主幹、S C、当該学級担任

(2) 学校サポートチーム

①設置の目的

児童・生徒の問題行動への対応に、保護者、地域住民、関係機関と迅速・適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、健全育成の推進を図る。

②所掌事項

- 情報・問題意識の共有
- 共通理解・方向性をもった指導・支援

③会議

- 問題発生時に即時招集する。

④委員構成

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、保健主任、特別支援コーディネーター、民生児童委員、子供家庭支援センター、児童館、青少年委員

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ①道徳教育推進担当を中心に、道徳教育全体計画や年間指導計画の見直すなどより効果的な指導を行う。令和2年度から採用された教科書「いきるちから」を活用し、思いやりと人間尊重の心情を養う。あわせて人権教育の充実も図る。
- ②いじめ未然防止に関する授業を年間3回（7月、10月、1月）行い、うち1回（10月）を公開講座とする。
- ③問題の発生を未然に防ぐために学級担任や専科教員が児童の変化に気付けるような児童観察チェックシートの活用。
- ④相談週間を年間1回設置し、全教職員が教育相談を受ける体制。
- ⑤i - c h e c k、生活アンケート、いじめアンケートによる調査。
- ⑥朝会時の校長講話において、「思いやり」や「人権尊重」に関する講話を2ヵ月に1度程度行う。

(2) 早期発見のための取組

- ①いじめ相談、いじめ通報窓口の設置、相談週間の年間2回設置。
- ②学校生活アンケートの年間2回実施、いじめアンケートの年間3回実施を通しての児童理解。
- ③i - c h e c k 検査結果を活用した児童把握。
- ④全教員による日常の児童観察。
- ⑤毎週金曜日の生活指導朝会で児童の様子を報告し合い、全教職員で情報共有。
- ⑥いじめ防止対策委員会や特別支援委員会の活用。
- ⑦スクールカウンセラーによる全員面接や行動観察、相談の実施。
- ⑧相談週間を年間1設置し、全教職員が教育相談を受ける体制。
- ⑨ICTリーダーによる学校裏サイトの監視。
- ⑩校内巡視による児童観察と報告。

(3) 早期対応のための取組

- ①全ての教職員に「加害の子供がいじめを意図して行っていない行為」などであっても、その行為を受けた子供が心身の苦痛を感じている場合は「いじめ」に該当するという認識をもち対応するように共通理解を図る。
- ②いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- ③いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。
- ④いじめを直ちに止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ⑤いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ⑥事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑦犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(4) 重大事態への対応

①重大事態の定義

- A いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等を想定

B いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

C 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

②重大事態への対応

A 区教育委員会への報告をすみやかに行い、指導・助言を受ける。

B 区教育委員会と協議し、当該事案に組織的に対処する。

C いじめ防止対策委員会を中心として事実関係を明確にするために調査を実施し、関係諸機関との連携を緊密に図る。

D 調査結果についてはいじめを受けた児童・保護者に対して情報を適切に提供する。

E 外部調査については適切に情報を提供し、連携して事案の解決に当たる。

5 教職員研修計画

(1) ミニ研修会

毎週金曜日の生活指導朝会、毎月1回の特別支援委員会と職員会議において、事例研究や法・条例の解説、情報交換等を行う。

(2) 研修会

「STOPいじめ」「インターネットのルールとマナー」等のビデオ教材や「人権教育プログラム」「いじめ防止教育プログラム」などを活用したり、専門家やスクールカウンセラーを講師としたりする研修会を行う。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 学校便りと学年便りの活用

基本方針の概要説明を年度当初に行い、年間3回以上の啓発記事の掲載を行う。学年便りでは、学年に応じた具体的な内容や指導方針、啓発事項を掲載する。

(2) 相談の実施

5年児童はスクールカウンセラーによる面談を全員行う。保護者に対しても気軽に相談できるような案内やスクールカウンセラー便り等による周知を行う。

(3) 保護者会の活用

保護者会を活用して必要に応じて情報の共有を図る。

(4) 被害児童・加害児童の保護者に対する方針

被害児童の保護者に対して必要に応じて支援を行う。また、加害児童の保護者に対して必要に応じて助言を行う。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 地域人材の活用

本校元PTA会長や青少年委員、民生児童委員の方々と学校サポート会議やいじめ対策会議において情報を共有し、必要に応じて支援や助言を請う。

(2) 警察や児童相談所との連携

所轄警察署のスクールサポーターとの情報交換を1ヵ月に1回以上行う。重大事案発生時には速やかに所轄警察への通報・連絡を行う。

また、生活安全課署員や子育て支援総合センターと学校サポート会議やいじめ対策会議において情報を共有し、必要に応じて支援や助言を請う。児童相談所とはケース会議等を活用して児童のサポートを行う。

(3) 児童館や学童クラブとの連携

日常的に情報交換を行い、課題点を共有する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 学校評価の方法

いじめ問題への取組等について自己評価および学校関係者評価を12月末に行い、その結果を1月に公表する。

評価指標:①いじめ防止授業は、いじめの防止のために効果的である。

②学校からの情報提供は、いじめ防止に役立っている。

③教員は、児童の相談事や悩み事に、適切に応じてくれている。

④(発生時)いじめ問題に対する学校の対応は迅速かつ適切である。

⑤(発生時)いじめ問題に対する学校からの情報の提供や説明は適切である。

(2) 学校評価を受けて基本方針の改善

学校評価を受けて、学校内及び学校運営連絡協議会、学校サポートチーム会議で協議の上、本いじめ防止基本方針を改善する。